

診療放射線技師 臨床実習指導指針

公益社団法人 日本診療放射線技師会

初版 平成4年3月25日発行
第2版 令和6年2月24日発行

診療放射線技師教育は医師、歯科医師を除いて唯一人体に放射線を照射することができる職種であることはよく知られています。放射線は本来人体に何らかの影響を与えることも知られており、放射線を安全に利用するためには十分な知識と安全利用する事ができる技術を有していることで国家資格が与えられていると認識しています。このように診療放射線技師養成教育においては、放射線の安全性も含め、患者さんからの信頼頂ける技術習得が重要です。

この『臨床実習指導指針』は、その指導者が実習教育を行う際に統一的な教育目標を立てることができるよう作成されています。内容としては、指導の理念、指導の目標、指導者の心得などその基本となるもの、及び部門別の具体的な項目についての指導指針からなっています。

これから実習の指導を行っていくための事前の計画や進度の目標設定、あるいは実習の課程における反省とそのチェック等のために、この指導指針を有効に活用されて学生の臨床実習に十分な成果をあげていただきたいと思います。本指針が学生や実習生の教育に貢献できるものと考えております。常に技術の向上と安全性の確保を念頭に置きながら、教育に携わって頂けますようお願いいたします。

はじめに

診療放射線技師を養成する学校教育の過程において、臨床での教育実習は極めて重要です。この臨床実習に関しては「診療放射線技師学校養成所指定規則」第2条第10項に定められ、実習指導者による教育が求められています。そして、その指導に当たる診療放射線技師は、専門的な知識に優れ、十分な指導能力を備えていることとされています。

本臨床実習指導指針は、その指導者が実習教育を行う際の指導方法の在り方を提示するものです。

診療放射線技師臨床実習指導指針作成における留意事項

診療放射線技師臨床実習指導指針作成における留意事項＜用語の統一＞

本指針では、文章の構成、内容の一貫性、そして読みやすさを考慮して、以下の内容で文言を統一しました。

1. 文章は「ですます調」を基本とする(ただし、指定規則やガイドライン等を引用する場合や、教育内容や学習目標を箇条書きで記述する場合を除く)
2. 臨床実習指導者要件を満たした者を「実習指導者」または文脈により「臨床実習指導者」と表記する
3. 実習生が診療チームの一員として加わり、臨床実習指導者の指導・監督の下で行う実習方法を「診療参加型臨床実習」あるいは「診療参加型実習」と表記する
4. 実習中の学生を「実習生」と表記する(ガイドライン等で「学生」と使用されている場合を除く)
5. 学校・養成施設はすべて「養成施設」と表記し、その教員は、「教員」と表記する
6. 養成施設の専任教員で臨床実習全般の調整にあたる者を「臨床実習担当教員」と表記する
7. 科目履修の意図で用いる場合は「学修」と表記する
8. 臨床実習において実習生が学ぶ行為は「学習」と表記する
9. 臨床実習において実習生が「態度」「知識」「技能」を身につけることを「習得」と表記する
10. カタカナ語は全角で表記する
11. 名称は基本的には省略しない(例:RT ではなく診療放射線技師、技師会ではなく(公社)日本診療放射線技師会)
12. 年号は和暦(西暦)年で示す(例:令和2(2020)年)

【用語】

・実習指導者

各指導内容に対する専門的な知識に優れ、診療放射線技師又は医師として5年以上の実務経験及び業績を有し、十分な指導能力を有する者であること。

なお、臨床実習を行う施設において、教員の資格を有する診療放射線技師又は5年以上実務に従事した後に厚生労働省の定める基準に合った「診療放射線技師臨床実習指導者講習会」を修了した診療放射線技師が配置されていることが望ましい。

「日本診療放射線技師会綱領」

実習生に対して(公社)日本診療放射線技師会(以下、本会)の設立目的である「診療放射線学および診療放射線技術の向上と発達、ならびに公衆衛生の向上を図り、もって国民の健康維持に寄与すること」を理解してもらう。そのため、本会が社会的責任を果たすための「綱領」を以下に示す。

日本診療放射線技師会 綱領

1. わたくしたちは、医療を求める人びとに奉仕します

医療を求める人への奉仕とは、患者の人権を保障し、医療専門職の一員として患者から信頼される品格を備え、その専門性を駆使して業務を遂行し提供することです。

診療放射線技師は、国民が求める医療の担い手として診療放射線業務を行い、国民の健康の維持促進と回復に寄与します。

1. わたくしたちは、チーム医療の一員として行動します

チーム医療とは、多種多様な専門領域の医療従事者が医療を受ける人びとに対して最善を尽くすことを共通の使命として協働することです。

診療放射線技師は、患者が最善の治療を受けるために、チームの一員として、患者、他の医療スタッフと緊密な連携を保ち、安心・安全な医療をより円滑で効率的に提供できるよう努めます。

1. わたくしたちは、専門分野の責任をまっとうします

診療放射線技師は、人体への放射線照射と放射線管理を行う責任を有します。そのため、ALARA(as low as reasonably achievable)の原則に基づき、合理的に可能な限り医療被ばく線量の低減に努めるとともに、放射線機器の精度管理と法律に基づいた厳正な放射線管理を行います。

根拠に基づいた正確な画像検査(放射線・MRI・超音波)・放射線治療を実践し、その品質の担保に努めます。

1. わたくしたちは、人びとの利益のために、常に学習します

診療放射線技師には、医療の進歩と医療制度改革ならびに多様化する社会ニーズに対応するための高い教養と高度な専門的知識・技能が要求されます。そのため、診療放射線技師は、生涯学習として新しい知識の獲得と技能の習得に努め、専門職業人の責任を果たします。

1. わたくしたちは、インフォームド・コンセントを尊重し、実践します

患者が最良の医療を享受できるよう診療放射線技師は、画像検査(放射線・MRI・超音波)・放射線治療を受ける患者に対して、適切な説明・相談対応を積極的に行い、安心・安全な医療の担い手として行動します。

「診療放射線技師の倫理綱領」

実習生に対して、「診療放射線技師が、患者や他の医療スタッフに対する自身の専門行為を評価するための指針であり、高い水準の倫理的行為を維持し、患者に安心・安全な医療を提供すること」を目的として作成された診療放射線技師の倫理綱領を理解してもらう。以下に、本会が作成している「診療放射線技師の倫理綱領」を示す。

診療放射線技師の倫理綱領

診療放射線技師は、放射線医療に関する法令の知識を深め維持する必要がありますが、法令は必ずしも能動的義務を定めているわけではありません。一方、職業倫理は、すぐれた放射線医療を提供する上での基礎であり、能動的義務を生み出す原則に基づくものです。

診療放射線技師に与えられる権利に相応する姿勢を示すことは、倫理的義務の一つです。患者および社会に対する倫理的義務を遵守するため、倫理綱領の策定が必要となります。

本倫理綱領は、診療放射線技師に期待される倫理的かつ責任ある行動を明確に示すものです。診療放射線技師は、本倫理綱領に明記される価値観と行動を理解、実践し、奨励する責任があります。

本倫理綱領は、診療放射線技師が、患者や他の医療スタッフに対する自身の専門行為を評価するための指針であり、高い水準の倫理的行為を維持し、患者に安心・安全な医療を提供することを目的としています。

本倫理綱領に示される義務は、行動に対する責任を示すものです。診療放射線技師は、患者や他の医療スタッフ、社会・環境、そして自分自身に対する義務を負います。

患者に対する義務：

1. 患者の権利と最善の利益が、最も重要なものとして尊重します。
2. 診療放射線技師は、技能を習得した検査のみ実施します。
3. 患者に最も適切な医療の提供に貢献します。
4. 診療放射線技師の権限を乱用しません。
5. ALARA の原則を実践し、不必要な放射線被ばくを制限します。
6. 常に患者情報の守秘義務を厳守します。
7. インフォームド・コンセントの原則を順守し、患者の検査・治療の決定について適切な情報を提示しサポートをします。
8. 人種、国籍または肌の色、性別、性的指向、宗教、疾病の種類等に関係なく、全ての個人を尊重し、尊厳をもって接します。
9. 診療放射線技師の知識、責任の範囲内で、患者と家族の質問に対して誠実に答えます。
10. 安心・安全な医療を提供するため、患者および他の医療スタッフと協力し、意見交換を行います。

他の医療スタッフへの義務：

11. 他の医療スタッフを尊重します。
12. 患者や他人に対して、医療スタッフや医療施設に関する根拠のないコメントをしません。

社会・環境に対する義務：

13. 医療(放射性)廃棄物を適切に処分し、環境保護に努めます。
14. 検査環境の潜在的なリスクを解消または最小限に抑えるための措置を講じて、患者および医療スタッフの安全を確保します。

自分自身に対する義務：

15. 診療放射線技師の専門的立場を自覚し、プロ意識をもって従事します。
16. 生涯学習に取り組み、専門的水準を維持、向上することに努めるとともに、エビデンスに基づいて臨床業務を行います。
17. 業務に支障をきたさないよう、常に自身の健康管理を行います。
18. 職業上の行為及び決定に責任を負います。
19. すべての口頭および書面による説明は、真実、かつ明瞭簡潔でなければなりません。
20. すべての業務が適切で、利益相反にならないことを確認します。
21. 国民の信頼のもとに業務を遂行し責務を果たすことにより、高度専門医療職としての職能維持に努めます。
22. 診療放射線技師として、医療安全上の不適切行為や、非倫理的行為等に対して積極的に助言します。
23. 放射線技術分野において、研究文化の醸成に寄与します。
24. 関連法令を遵守します。

《目次》

臨床実習指導指針 2024 発刊に際して	1
はじめに	2
診療放射線技師臨床実習指導指針作成における留意事項.....	2
「日本診療放射線技師会綱領」	3
「診療放射線技師の倫理綱領」	4
I 臨床実習の概要	7
1. 臨床実習の目的と学習目標	7
2. 臨床実習施設	7
3. 臨床実習指導者	8
4. 養成施設との連携	9
5. 臨床実習に臨む実習生のあり方	9
6. 臨床実習前評価	10
7. 臨床実習単位	10
8. 臨床実習評価	10
II 事故防止対策	11
III 各ハラスメント対策	11

I 臨床実習の概要

1. 臨床実習の目的と学習目標

1) 臨床実習の目的

臨床実習は、養成施設での講義や実習、演習で学んだ知識や技術をもとに、実際の医療現場で実習指導者の指導のもとで実施されます。実習生は、診療放射線技師として必要な知識と技術を習得するほか、医療者としての倫理、医療チームの一員としての診療放射線技師の役割と責任、そして多様なニーズを有する患者への適切な対応について学び、考察することを目的とします。

2) 臨床実習の学習目標

臨床実習で学生が学ぶべき学習目標を以下に示します。

- ① 臨床実習は、養成施設での講義や実習、演習で学んだ知識・技術をもとに、臨床実習を通じてさらに必要な知識・技術を習得する
- ② 多様なニーズを有する患者およびご家族に対する適切な対応ができる
- ③ 患者に対し思いやりと親密さを持って接することができる
- ④ 時間や実習施設のルールを守って行動できる。
- ⑤ 患者およびご家族のプライバシーを尊重する診療放射線技師としての倫理的責任および法的責任を遵守する
- ⑥ 組織の一員として、実習指導者及び施設職員と適切なコミュニケーションをとることができる
- ⑦ 臨床実習で生じた疑問や課題に対し、自ら解決する手段を考え積極的に取り組むことができる
- ⑧ 実習に係る機器や材料および室内等を整理整頓し、環境整備に努めることができる

2. 臨床実習施設

1) 臨床実習施設の概要

臨床実習施設では、国民の医療へのニーズの増大と多様化等、診療放射線技師を取り巻く環境の変化に対応するため、臨床現場における実習を通じて、医療機関での診療放射線技師の役割と業務を実習生に理解させます。学生が医療チームの一員として、より診療の近くで実習に参加することにより、診療放射線技師として求められる技能やコミュニケーション能力、責任をより強く認識することができると考えられるとの観点から、臨床実習の方法としては診療参加型実習が望ましいです。なお診療参加型実習の実施においては、令和3年（2022）年4月入学生の臨床実習から、患者の安全を確保しつつ事前に患者もしくは患者の保護者等の同意を得たうえで実施することとします。

臨床実習施設には、教員の資格を有する診療放射線技師又は5年以上実務に従事した後に厚生労働省の定める基準に合った「診療放射線技師臨床実習指導者講習会」を修了した診療放射線技師が配置することが望ましいとされています。

2) 臨床実習を受け入れるための準備

臨床実習施設と養成施設は連携を図り、臨床実習を受け入れる施設は以下の準備を行います。

- ① 厚生労働省が定める臨床実習指導者講習会を修了した実習指導者を1名以上配置することが望ましい。
- ② 養成施設と協議の上、受け入れが可能な場合は臨床実習承諾書の提出を行う。
- ③ 養成施設と契約書を取り交わす。
- ④ 養成施設との協議のもと、実習プログラム（到達目標、実習方法、実習評価など）を作成する。
- ⑤ 臨床実習に必要な環境を整備する。
- ⑥ 業務の安全管理、感染予防を適切に行う。

3. 臨床実習指導者

1) 臨床実習指導者の要件

臨床実習指導者の要件は、各指導内容に対する専門的な知識に優れ、診療放射線技師として5年以上の実務経験を有し、十分な指導能力を有する者であることと規定されています。

2) 臨床実習指導者の具体的業務

臨床実習指導者の具体的な業務は以下の通りです。

- ① 臨床実習を受け入れるにあたって、臨床実習受け入れの是非の確認を行い受入が可能な場合は臨床実習承諾書の提出を行う。
- ② 養成施設との臨床実習に関する契約書を取り交わす際、事務担当者との連絡窓口となるか担当者となる。
- ③ 実習終了時に評価を実施する。評価方法については「8. 臨床実習評価」を参照のこと。
- ④ 当該学生の臨床実習が終了した時点で、評価表、臨床実習出席表、欠席・遅刻・早退記録を養成施設に提出する。
- ⑤ 養成施設が開催する協議会等に参加し、今後の臨床実習の改善を図る。

3) 臨床実習指導を行う上での留意点

臨床実習を行う上で、実習指導者の留意点を以下に示します。

- ① 養成施設側で事前の説明やオリエンテーションは行われているはずではあるが、実習開始前にオリエンテーションの時間を設け、理解させてから実習を開始する。
 - (ア) 実習施設の案内（施設案内、更衣室やロッカー、昼食場所等）
 - (イ) 実習施設のルール
 - (ウ) 実習プログラム
 - (エ) 知り得た法人機密情報や患者個人情報等の守秘義務

- (オ) 安全管理に関する事項
- (カ) 報告書や提出物の提出方法
- ② 実習施設における実習人員は、当該施設の実情に応じた受入可能な数とし、実習指導者1人につき2人程度とする。
- ③ 各種ハラスメントに関して十分留意し、適切な指導を行う。
- ④ 患者心理の理解やコミュニケーションのとり方について十分に理解させる。
- ⑤ 施設内感染の概念を理解させ、各実習を行う際には手洗いの励行など、感染対策を徹底させる。
- ⑥ 実習では将来活躍する社会人、医療人として節度のある態度と責任ある行動をとるように指導する。
- ⑦ 複数の指導者が同時に担当する場合は、指導者間で事前の打ち合わせを十分にすませるか、実習中に指導状況を確認できるようにする。
- ⑧ 指導にあたっては、以下の事項を遵守する。
 - (ア) 臨床実習指導者の指導・監視を必須とし、必要があれば当該行為を直ちに制止あるいは修正できるような状況で行うこと。
 - (イ) 臨床実習指導者の指導・監視によって、診療放射線技師が行った場合と同等の安全性と医療の質が確保されること。
 - (ウ) 事前に患者もしくは患者の保護者等の同意を得ること。
 - (エ) 医療機器の安全管理に関わる問題を生じないこと。
 - (オ) 臨床実習生を労働力として扱うことなく、教育的観点から適切な臨床実習を行うこと。

4. 養成施設との連携

臨床実習を行う上で、臨床実習の質の向上を図るため、養成施設の臨床実習担当教員により、臨床実習全体の計画の作成、臨床実習施設との調整、臨床実習の進捗管理等が実施されることが考えられます。臨床実習担当教員は、実習期間中に最低1回は臨床実習施設を訪問し、臨床実習指導者との意思疎通を図り、臨床実習の進捗を確認していただくことが求められます。

当該臨床実習の遂行上の問題が発生した場合には、臨床実習指導者は養成施設に連絡し、連携して解決策を検討します。

また、臨床実習担当教員と今後の臨床実習のあり方について意見交換し、修正が必要な場合は実習全体の計画や到達目標の設定見直しなどの改善を図りましょう。

5. 臨床実習に臨む実習生のあり方

臨床実習を行う上で、実習生の留意点を以下に示します。

1) 臨床実習に向けての心構え

- ① 本指導指針を熟読し、意欲をもって臨床実習に臨むため、学習目標を設定すること。
- ② 患者と接するにあたり、患者を不愉快にさせない対応やお年寄りへの声掛けの注意点など、想定できる範囲で練習しておくこと。

③教員や臨床実習指導者から様々な内容が指導されるので、臨床実習当日までに実習予定内容を復習するなどの準備をしておくこと。

④感染症対策として、実習指導者の指示に従い、基本的な予防接種を受けると共に、体調管理に努めること。

2) 臨床実習中の留意事項

①あらゆる場面において時間・期限を厳守すること。遅刻や欠席・早退、あるいはその他何らかの急を要する事態が起きた場合は、臨床実習指導者（または技師長等）に連絡・報告を行い、臨床実習指導者（または技師長等）の指示に従い行動すること。

②実習中に不安、恐怖、迷いなどが生じることや、各種ハラスメントに遭遇する可能性がある。そのような時には迷わず実習指導者や臨床実習担当教員に連絡をとり、ともに解決していくこと。

6. 臨床実習前評価

診療放射線技師の資格のない実習生が、一定の資質を備えた上で、臨床実習を実施できるよう、養成施設において、診療参加型実習に臨むにふさわしい総合的知識及び基本的技能・態度を備えていることの確認を目的として「臨床実習前評価」が義務付けられ、実施されます。なお、臨床実習前の評価において、知識・技能が一定水準に満たない実習生については必要な指導を行うことで、資質の向上を図ることとされています。臨床実習後に、臨床実習での学習到達度を評価するため、臨床実習後評価を実施することもあります。

7. 臨床実習単位

臨床実習の単位数は 12 単位とし、臨床実習 1 単位の計算方法については、45 時間とされています。

よって、臨床実習に必要な時間数（日数）を満たすよう養成施設側で臨床実習全体の計画が立てられます。

8. 臨床実習評価

臨床実習評価に関する基本的な考え方を以下に示します。

1) 評価の基本的な考え方

① 臨床実習中の評価は臨床実習指導者が行う。授業科目としての単位認定に係る成績評価は養成施設が行う。

② 臨床実習施設と養成施設との協議会を通して臨床実習の成果と課題を共有する。

2) 評価について

① 臨床実習終了後の評価を基本とする。

② 実習記録を経時的に作成しておくことで評価に役立てる。

- ③ 評価表を作成する場合、前述の「Ⅰ．２臨床実習の学習目標」を参考に各項目を評価する。

3) 出席に係る事項

- ① 全出席をもって評価対象とすることが基本であるが、欠席のある学生の評価は養成施設の臨床実習担当教員と協議して決定する。
- ② 感染症等の罹患及び何らかの理由で実習先に出向けなかった場合、欠席時間分の扱いは、養成施設の臨床実習担当教員と協議して決定する。

4) 留意事項

- ① 臨床実習指導者の最終評価で総合評価が「不可」とされた実習生の対応
 - a) 養成施設と臨床実習指導者が協議し、実習内容を確認して再実習を課すかを検討する。この最終決定は養成施設の判断とする。
- ② 実習期間中に臨床実習指導者により「実習中止」と判断された学生の対応
 - a) 養成施設と臨床実習指導者が協議し、実習内容を確認して再実習を課すかを検討する。この最終決定は養成施設の判断とする。
- ③ その他 a) 留意事項①～②以外の案件については、臨床実習担当教員が実習指導者と協議する。
 - b) 協議の最終判断は、養成施設が行うものとする。

Ⅱ 事故防止対策

診療放射線技師が担当する各業務には業務手順書、又は医療事故防止として業務マニュアルが存在します。しかし、その手順を理解していてもミスは回避できないのが現状です。発生したインシデントまたはアクシデントを基に、個々の問題か、システム的なものか、構造的な問題かを分析し、マニュアル等の是正や新たなルールの設定が行われています。診療放射線技師は、業務を確実にを行うと共に、自己再確認や複数での確認など、事故を未然に防ぐためのさまざまな手法について、実習生に認識させる必要があります。また、医療安全管理に必要な技術と知識、安全推進への取り組み方、医療事故への対応、医療事故調査制度、緊急災害時の医療安全等、診療放射線技師が医療チームの一員として医療安全に対し、どのように取り組んでいるかを実習生に考えさせることが必要です。

なお、学生によるインシデント・アクシデントが発生した場合は、実習施設または養成施設で定められた様式に則り適切に対処・報告します。

Ⅲ 各ハラスメント対策

1. ハラスメントの定義

ハラスメントとは、相手の意に反する不適切な発言、行為等を行うことによって、相手側に不快感や不利益を与え、又は相手を差別的もしくは不利益な取り扱いをすることによって、相手の人権を侵害し教育・学修及び労働環境を悪化させることをいい、以下のものと定義されます。

- ① セクシャルハラスメント
- ② アカデミックハラスメント
- ③ パワーハラスメント

2. 臨床実習におけるハラスメントについて

実習中、実習生は各人が対等の人格として尊重され、ハラスメントの無い環境で学習することが必要です。実習指導者は、実習生の学習環境を保全することが求められます。また、ハラスメントに関する相談は、実習指導者のみならず、養成施設教員が対応できます。ハラスメントの状況は関係者以外には分かりにくい場合があるため、実習生には、もしも被害にあったと感じたときはできるだけ詳しく記録しておき、実習指導者や臨床実習担当教員に相談するようにオリエンテーション時に説明します。

IV 実習項目と学習目標

1. 実習項目

I 一般撮影

1. 胸部・腹部単純撮影
2. 頭頸部・口腔・歯科撮影
3. 骨撮影
4. 骨塩定量検査
5. 乳房撮影
6. ポータブル撮影
7. X線透視検査
8. その他（救急撮影等）

II 血管撮影

1. 血管造影
2. IVR
3. その他

III CT検査

1. 装置と画像処理
2. 検査法
3. その他（医療安全対策等）

IV MRI検査

1. 装置と画像処理
2. 検査法
3. その他（医療安全対策等）

V 超音波検査

1. 装置と画像処理
2. 検査法
3. その他（安全管理、ハラスメント対策等）

VI 核医学検査

1. 管理区域の立ち入り
2. 放射性医薬品の取扱い
3. 装置と画像処理
4. 検査法
5. 緊急時の対応

VII 放射線治療

1. 管理区域の立ち入り
2. 治療装置と管理
3. 照射法

2. 学習目標

- (1) 養成機関においてこれまでに学んだ知識をもとに、臨床実習を通じてさらなる必要な知識・技術を理解する
- (2) 患者さん及びご家族のプライバシーの保護、および診療放射線技師としての倫理的・法的責任を遵守する
- (3) 実習施設のスケジュールに従って行動できる
- (4) 患者さん及びご家族に対して適切なコミュニケーションをとることができる
- (5) 職員と適切なコミュニケーションをとることができる
- (6) 実際に撮影された臨床画像において正常所見の多様性および病変の特徴を理解する
- (7) 臨床実習で生じた疑問や課題に積極的に取り組み、自ら解決する手段を考えることができる